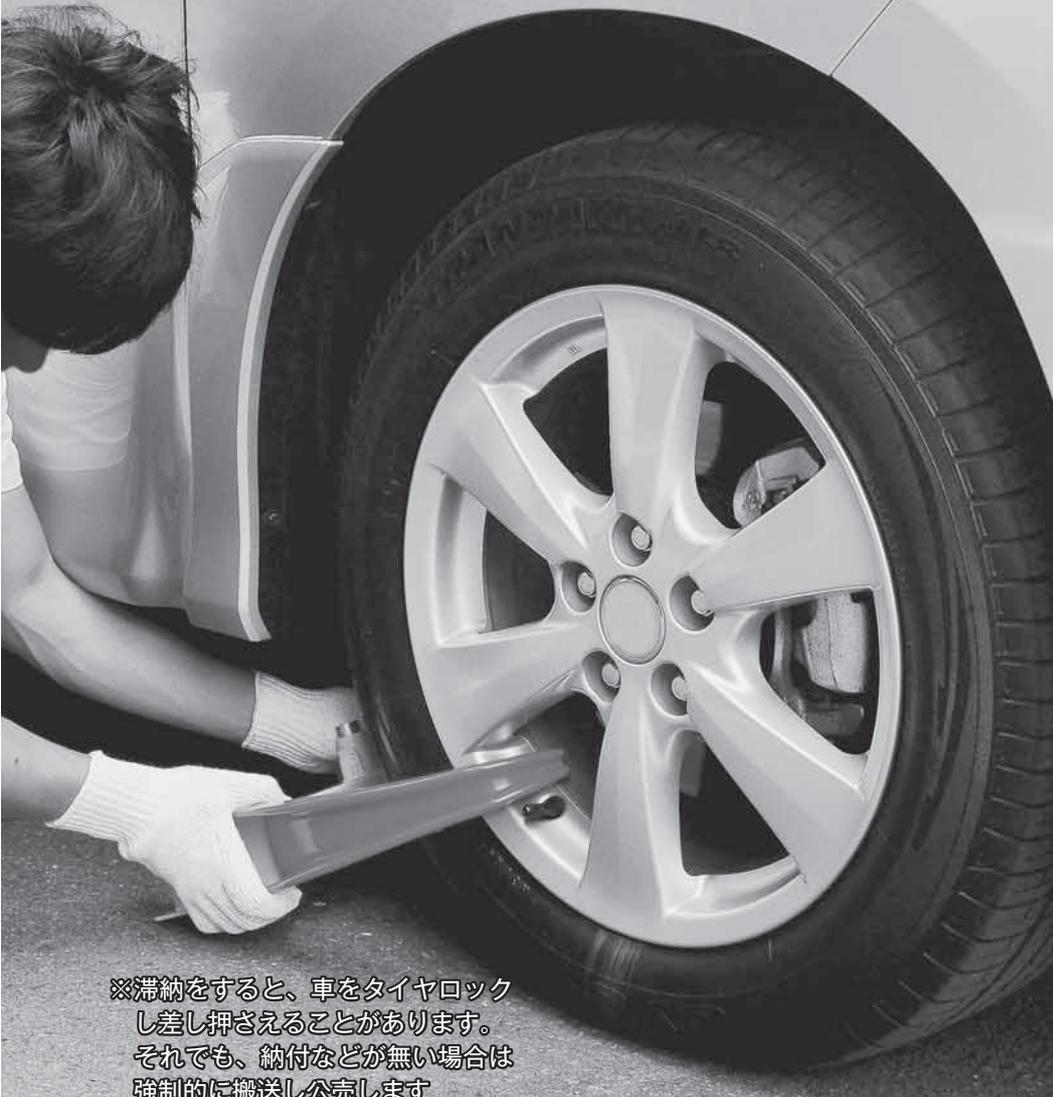


悪質滞納者には、タイヤロック！

悪質な滞納は許しません!!



※滞納をすると、車をタイヤロックし差し押さえることがあります。それでも、納付などが無い場合は強制的に搬送し公売します

市民の皆さんの納税に対する不公平感をなくすためには、悪質な滞納を許さずに、税の確実な徴収を行うことが必要不可欠です。そのため、市では差し押さえを強化し、徴収率の向上を目指しています。

◎問い合わせ

納税課 ☎23-2126

保険年金課 ☎23-7144

都城市の滞納額(市税・国保税)

本市の平成24年度分までの市税(市県民税、固定資産税、法人市民税、軽自動車税)の滞納額は11億2,446万円、国民健康保険税の滞納額は16億4,879万円となっています。

期限内納付と自主納付

税は期限内納付が原則です。「重い病気」「災害」「失業」など、やむを得ない理由で期限内に納付ができない場合は、市役所で必ず納税相談をしてください。

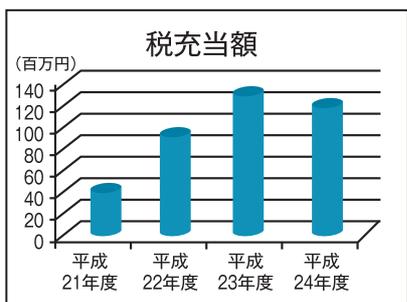
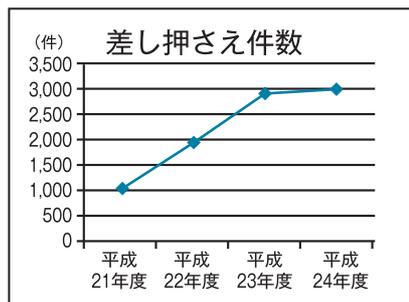
また、税は自主納付が原則です。ただし、住民税は、雇用主が給与から天引きをする特別徴収と、自主納付する2通りの方法があります。

「会社から天引きされている」と思い違いをしている人もいます。特に転職などをした人は、自分の納付方法を確認してください。

差し押さえ強化中

本市では差し押さえを強化しています。納期が過ぎても「納付」や「相談」が無い場合、または約束を守らない滞納者には、毅然と差し押さえ(滞納処分)を行っています。

図表1の通り、差し押さえ件数、税充当額は年々増加傾向です。滞納者は後を絶たない状況にあり、更なる滞納処分の強化を図っていきます。



図表 1

納税通知書 ※1

納税通知書とは、1年間の税額を税目ごとに通知するものです。納税通知書が届いたら、内容を確認してください。期限内納付が難しい人は、この通知書が届いたらすぐに相談をしてください。

納付期限を過ぎると督促状 ※2

督促状は納付期限を過ぎても納付されなかった場合、納付期限から20日以内に送付するものです。そのときは、督促手数料100円が加算されます。この督促状が届いて10日を経過しても納付が無い場合は、翌日から財産調査、差し押さえを開始します。

延滞金は14・6割 ※1

税を納付期限までに納めなかった場合は、本税のほかに延滞金が加算されます。納付期限までに納めた人との公平性を保つため、延滞金も必ず納める必要があります。現在、延滞金は滞納税額に対して年14・6割の割合で加算されます。(加算割合は、平成26年1月1日から改正されます)



さまざまな催告書

催告 ※3

督促状発送後、納付のない人には納税催告書、差押予告書などの文書による催告、納税お知らせセンターからの電話による催告を実施しています。

やむを得ず納付ができない場合は必ず来庁し、相談をしてください。

財産の差し押さえ ※4

督促や催告にも応じない滞納者には財産を調査し、差し押さえを行います。

差し押さえは、滞納者の財産を、滞納者の意志に関わりなく換価可能な状態にする強制処分です。場合によっては、滞納者宅の搜索やタイヤロックを行います。

換価・充当 ※5

換価とは差し押さえをした財産などを公売、またはインターネット公売し、強制的に金銭に換える手続きのことです。充当とは、換価した代金を市税などに充てることをいいます。



インターネット公売

納付忘れを防げる「口座振替」

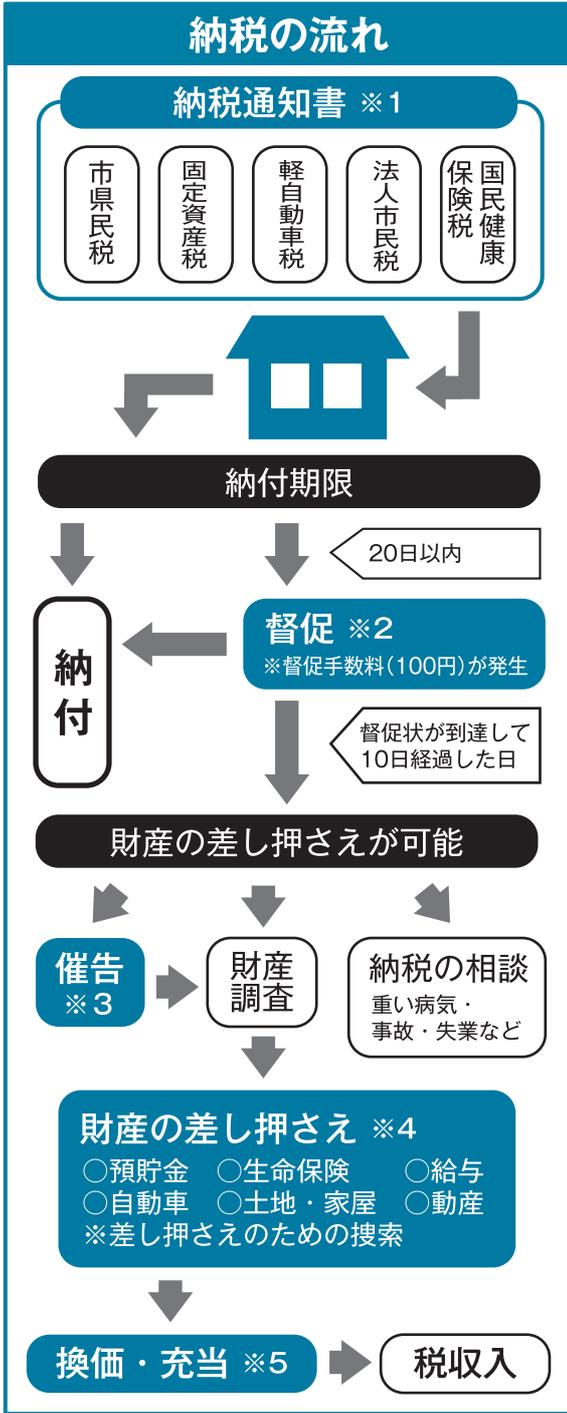
現在、納税に便利な口座振替を推奨しています。

市内の金融機関の窓口で都市市市税等口座振替依頼書・自動払込利用申込書を置いてありますので、預貯金口座のある金融機関に、納税通知書または領収書、預貯金通帳、届出印を持参し、申し込んでください。

手続きの翌月(または翌々月)からの振替開始となります。

夜間納税相談窓口

毎月第3木曜日は、夜8時まで市役所本庁納税課および保険年金課で納税相談を受け付けています。



国民健康保険税

納め忘れはありませんか？



国民健康保険（国保）制度は、加入者の皆さんがお金を出し合っ
て、病気やけがをした人の医療費
に充てる、助け合いの制度です。
国民健康保険税（国保税）の未納
が増えると国保の健全な運営に支
障を来し、税率の上昇の要因の
一つにもなりますので、必ず期限
内に納めましょう。

納税義務者は世帯主です

国保税を納める人は、各世帯の
世帯主です。世帯主が国保加入者
でない場合（職場の社会保険や共
済組合加入者など）でも、同じ世帯
に国保加入者がいるときは、その
世帯主に国保税が課税されます。

国保税が未納になったら

国保税が未納になると、納期限
を過ぎてから20日以内に督促状を
発送します。その後も納付されな
い場合は催告状を発送し、未納期
間によって延滞金が加算されま
す。それでも納付されない場合に
は、財産などの差し押さえ（滞納
処分）を受けることになります。

国保税を納めるのが困難なときは

病気や失業などで生活が苦しく
なり、通知された国保税を期限内
に納付することが困難な場合は、
市が事情に応じて分割して納める
などの解決方法を一緒に考えま
す。相談は随時受け付けています
ので、早めに相談ください。

なお、毎月第3木曜日は、相談
窓口を午後8時まで延長して受け
付けています。

国保税の未納が続いた場合は

前の年度以前に国保税の未納が
ある場合には、通常の被保険者証
の交付ができなくなり、短期被保
険者証または被保険者資格証明書
が交付されます。

■短期被保険者証とは？

通常の国保被保険者証より有効
期限が短い被保険者証で、前の年
度以前に国保税の未納がある場合
に交付されます。

■被保険者資格証明書とは？

納められない事情があつて納付
方法などの相談をし、分割納付に
ついての誓約書を提出した場合を

除き、国保税の未納期間が1年以
上続いた場合に交付される証明書
で、国保の被保険者であることを
証明します。

この資格証明書が交付される
と、医療機関で診療を受ける場合
には、診療費用の全額をいったん
自己負担することになります。

健康保険は自動的に 切り替わりません

職場の社会保険や共済組合など
をやめて国保に加入する場合は、
自動的に切り替わりませんので、
必ず届け出を行ってください。

加入の届け出が遅れた場合に
も、職場の社会保険や共済組合な
どの加入資格がなくなった日にさ
かのぼって国保に加入することに
なり、国保税もその日を基準に課
税されます。

また、新しく他の健康保険に加
入した場合も、脱退の手続きが必
要となります。届け出が遅れた場
合、国保税を課税されたままにな
ります。

健康保険は、職場の社会保険や
共済組合などが優先となり、その
まま資格の無い国保の被保険者証
を使用した場合は、後日診療費用
を請求されますので、注意してく
ださい。

国保の加入・脱退の届け出

次の要件に該当するときは、必
ず14日以内に届け出てください。

加入するとき

- 他の市町村から転入してきたとき
- 職場の健康保険などをやめたとき
- 健康保険や共済組合加入者な
どの被扶養者でなくなったと
き
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったと
き

脱退するとき

- 他の市町村に転出するとき
- 職場の社会保険や共済組合な
どに加入したとき
- 社会保険や共済組合加入者な
どの被扶養者になったとき
- 被保険者が死亡したとき
- 生活保護を受けるようになったとき

◎問い合わせ

保険年金課

（国保加入・国保税について）

国保担当 ☎ 23-2642

（国保税の納付について）

収納担当 ☎ 23-7144



屋外焼却・不法投棄は犯罪です！

ほとんどの市民の皆さんが、ルールやマナーを守りごみ処理をしている一方で、屋外焼却や不法投棄が後を絶ちません。違法なごみ処理は、周囲の人に迷惑を掛けるばかりでなく、環境に悪影響を与えます。一人一人が、適正なごみ処理について改めて考え、ルールを守るよう努めましょう。

◎問い合わせ

不法投棄・屋外焼却の情報

環境政策課 ☎23-21130

各総合支所市民生活課

農業用廃プラスチックの処理

農産園芸課 ☎23-2425

迷惑な屋外焼却

●増え続ける屋外焼却

屋外焼却は法律により禁止されているにもかかわらず、最近、「雑草を燃やす」「ごみを燃やす」といった行為により、「洗濯物に臭いがつく」「煙でせきが止まらない」などの苦情が寄せられています。住民間のトラブルになっています。

営農のためのあぜ焼きや野焼きなどを除き、屋外での焼却はやめましょう。また、ごみは燃やせるごみや燃やせないごみ、資源ごみに分別してごみステーションに出しましょう。

●屋外焼却を発見したときは

住みよい環境を守るためには、市の監視活動だけではなく、市民の皆さんの協力が不可欠です。屋外焼却を発見した場合は、環境政策課または、各総合支所市民生活課へ通報してください。

不法投棄は絶対「だめ！」

●環境を壊す不法投棄

山林や河川、道路、公園に家電製品などの粗大ごみや家庭ごみ、事業系ごみを不法投棄する行為が後を絶ちません。

不法投棄は、新たなごみを呼んで景観を損なうだけでなく、悪臭や川の水を汚染し、動植物の生態にも悪影響を及ぼしています。

不法投棄は法律で禁止されています。不法投棄は絶対しないようにしましょう。

●不法投棄されない環境づくり

不法投棄されないためには、土地や建物の管理を適切に行うことが大切です。特に草が繁茂しているなど管理が不十分であると、不法投棄をされやすくなります。

外部から簡単にごみを持ち込まれないように、柵やフェンスを設置し、定期的に除草を行い、ごみを捨てにくい環境をつくりましょう。

微小粒子状物質 PM2.5



健康被害が心配される微小粒子状物質、PM2.5。その特徴と情報の入手方法について紹介します。

PM2.5とは

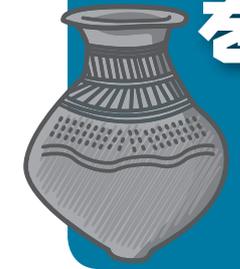
PM2.5とは、大気中に浮遊する粒子のうち、大きさが2.5マイクロメートル(髪の毛の太さの30分の1)以下の非常に小さな粒子のことです。ボイラーや自動車の排気ガスが主な発生源と考えられていて、呼吸・循環器系などへの影響も懸念されています。

注意喚起について

県は、PM2.5の1日平均値が70マイクロメートル/立方メートルを超えると予測される場合に注意喚起を行います。その場合、市町村や報道機関から、不要な外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らすよう呼び掛けが行われます。また、注意喚起は宮崎県防災・防犯情報メールでも発信されます。呼吸・循環器系の疾患がある人や子ども、高齢者は特に気を付けましょう。

※PM2.5の情報は、県ホームページの「宮崎県の大気環境の状況」みやざきの空で公開中

謎多き弥生のムラを いま解き明かす！



年見川遺跡

本市は、最初の弥生時代集落跡の発掘調査となった「年見川遺跡」の調査から数えて来年50年を迎えます。

今回、ふるさとの歴史に対する理解と関心を持ってもらおうと企画展と講演会を開催します。

これまでの発掘調査の歴史を振り返りながら、その成果によって明らかになってきた都城の弥生時代の様子などを分かりやすく紹介します。

◎問い合わせ 文化財課

☎23-9547

謎が残る弥生時代

弥生時代は、日本に稲作が伝わり、鉄器が使われるようになった時代です。この時期は、水田稲作などの農耕が始まるなど、社会的に大きな変化があった時代と考えられています。

市内では、これまでに多くの場所で発掘調査が行われ、たくさんの遺構や遺物が見つかっています。しかし、それらがつくられた理由や目的など、いまだに多くの謎が残されています。



昭和39年当時の発掘作業の様子

年見川遺跡は、都城盆地東部の年見川沿いの両岸（現在の年見町と妻ヶ丘町の一部）で発見された遺跡です。昭和39年、宮崎県教育委員会は、遺跡の記録と保存の観点から、九州大学と共同でこの遺跡の発掘調査を企画。市内の高校や自衛隊などの協力を得て、本市で初めて正式な弥生時代遺跡の調査が行われました。

この調査により、竪穴住居跡2軒、周溝状遺構1基が発掘されました。また、弥生式土器や石包丁、鉄器も出土しました。

文化財保護法に基づく土木工事などの手続き

市内には、数多くの遺跡が残されています。これらの遺跡は、埋蔵文化財と呼ばれる国民共有の財産であり、文化財保護法でその保護が定められています。このため、土地の改変を伴う開発行為や土木工事を行うときは、文化財保護法に基づいて、次のような協議・手続きが必要です。

①遺跡の照会

開発や土木工事を計画したときには、その場所に遺跡があるかどうかの確認をお願いします。遺跡の範囲を記した地図は、文化財課（市全域）や各総合支所教育課（地区内）で地図を閲覧できます。

②試掘・確認調査

開発予定地が遺跡の範囲内にあった場合、どれくらいの深さに、どのような文化財がどのくらい残っているかを調べるために、試掘調査を行います。 ※試掘費用は、都城市教育委員会が負担します

③土木工事の届け出

遺跡の範囲内で開発や土木工事を行う場合は、文化財保護法に基づく書類の提出が必要になります。この書類は、市教育委員会を經由して県教育委員会へ提出します。

※各種照会・届出書類は、文化財課（菖蒲原町 ☎23-9547）で配布します。また、市のホームページからも取得できます

企画展「弥生のくらし」

●期間 12月20日(金)～

平成26年1月31日(金)

●場所

ウエルネス交流プラザ

●内容

市内の弥生時代の集落跡から発掘された貴重な土器や石器、鉄器など生活に使われた実物を展示します。また、実際の遺跡の発掘調査の様子を説明した写真パネルも展示します

講演会「都城の弥生文化」

●日時

平成26年1月12日(日)
12時50分～16時30分

●場所

ウエルネス交流プラザ

●内容

九州の弥生文化研究の第一人者である小田富士雄福岡大学名誉教授による講演「稲作の始まりや鉄器文化の広がり、土器文化の交流などについて」ほか

の発掘調査の様子を説明した写真パネルも展示します

の発掘調査の様子を説明した写真パネルも展示します

11月16日(土)▼24日(日)開催 島津発祥まつり

市民の皆さんが、都城の歴史と文化に対する理解を深めるとともに、次の世代を担う子どもたちが、ふるさとを誇りに思えるイベントをつくろうと始まった島津発祥まつり。

明道館パレードや島津家史跡めぐりをはじめ、今年も市内各所でさまざまな催しが行われます。

◎問い合わせ 島津発祥まつり
実行委員会 ☎51-5501

島津剣道大会

- 日時 11月16日(土) 9時～
- 場所 都城島津邸
- ※雨天時は、都城市武道館(妻ヶ丘町)
- 内容 小学生剣士による剣道大会

かんめ 神舞

- 日時 11月16日(土) 17時～
- 場所 島津稻荷神社(郡元町)
- 内容 島津発祥まつりの出陣式
神事と都城に唯一伝わる神楽舞
「神舞」の奉納

いんぎさ 島津家久公

奉納神輿展示

- 期間 11月16日(土)～24日(日)
- 場所 東霧島神社(高崎町)
- 内容 島津本家第19代家久公が奉納したと伝えられる神輿の特別展示

島津荘園

ステージイベント

- 日時 11月23日(土) 11時～17時
- 場所 神柱公園
- 内容 歴史通貨「西郷札」での飲食や買い物を楽しめる「島津荘園」、和太鼓演奏、ステージイベントなど

SHIMAZU

グルメコンテスト

- 日時 11月23日(土) 11時～17時
- 場所 神柱公園多目的広場
- 内容 3市1町から1団体ずつ
都城市、三股町、曾於市、志布志市の3市1町で進めている定住自立圏構想の取り組みとして、地元食材を活用したグルメコンテストを開催します。

が来店。1食当たり250円(投票券付き専用食券)で販売し、投票によりグランプリを決定します

- 問い合わせ 都城広域定住自立圏構想協議会事務局(経営戦略課)
☎23-2115

明道館パレード

- 日時 11月23日(土) 14時～
- コース 都城島津邸→神柱公園
- 内容 戊辰戦争で活躍した「私領一番隊」や、歴代の都城島津家当主にふんじた騎馬武者らによる歴史絵巻さながらのパレード



※パレードのコースが変わります

島津家史跡めぐり

都城島津家の奥深い歴史を、都城歴史観光ガイドが楽しく、分かりやすく案内します。

- 日時 11月24日(日) 9時～16時
- 集合場所 コミュニティセンター
- コース 島津発祥の碑(祝吉町)→都城島津邸→自衛隊郷土館→釣

こう院跡(庄内町)

- 定員 30人 ※申し込み順
- 参加料 1,000円
- 申し込み 都城島津邸
☎23-2116

城山のお宝探し

- 日時 11月24日(日) 11時～(10時受付)
- 対象(定員) 幼児(50人) 小学生1～3年生(50人)
- ※定員になり次第、締め切り
- 集合場所 都城歴史資料館前広場
- 申し込み 島津発祥まつり実行委員会
☎51-5501



保育所(園)の入所申し込みについて



- ◆ **受付期間** 12月3日(火)～20日(金) ※12月3日以前の受け付けはできません
この期間以降も、随時受け付けますが、**期間内に申し込んだ人を優先**します。
- ◆ **申込書交付・受付場所** 入所を希望する保育所(園)、保育課、各総合支所市民生活課
(各地区市民センターでの受け付けはできません)
※保育所への入所理由が保護者などの「**求職活動**」による場合は、保育課または各総合支所市民生活課の窓口へ申請してください
- ◆ **入所の決定** 入所の決定は、保育に欠ける要件の内容やその緊急性、通園手段、申し込みの順番などを総合的に判断して決定します。定員を超えた場合は、入所できないこともあります。
- ◆ **本庁管内の保育所** (定員は平成25年度の数です) ※公…公立保育所 私…法人立保育園

地区	公私	保育所名	定員	所在地	電話番号	地区	公私	保育所名	定員	所在地	電話番号	
姫城	私	相愛ひめぎ保育園	60	姫城町	22-2295	五十市	公	たかお保育所	60	南鷹尾町	22-0394	
	私	天竜保育園	130	早鈴町	23-1301		私	今町保育園	45	今町	39-2102	
	私	下長飯保育園	120	下長飯町	39-1040		私	五十市保育園	90	久保原町	22-2110	
	私	●あゆみベビーホーム	60	甲斐元町	23-5246		私	都島保育園	120	鷹尾一丁目	23-5622	
	私	相愛保育園	90	早鈴町	25-1879		私	●すずらん保育園	60	南鷹尾町	24-3596	
	私	早鈴保育園	60	早鈴町	24-3699		私	さつき保育園	60	都島町	23-5250	
	私	チャイルドセンターポビー園	130	早鈴町	25-9478		私	●もちお保育園	90	南横市町	22-5421	
小松原	公	大王保育所	45	平江町	22-2167	横市	私	都原保育園	120	都原町	22-4323	
	私	アソカ保育園	120	小松原町	24-0450	沖水	公	金田保育所	40	金田町	38-1325	
	私	志比田保育園	120	志比田町	23-2803		私	高木保育園	70	高木町	38-1310	
	私	ひばり保育園	90	大王町	23-0038		私	都北保育園	200	都北町	38-1877	
	私	宮丸保育園	70	宮丸町	27-1541		私	●吉尾保育園	90	吉尾町	38-3027	
	私	ぼぽぼ保育所	60	前田町	24-7887		私	山野原保育園	90	太郎坊町	38-3700	
	私	●かたひら保育園	60	志比田町	24-7745		公	志和池保育・児童館	30	上水流町	36-0516	
妻ヶ丘	私	あやめ原保育所	50	菖蒲原町	22-2372		志和池	私	まるの保育園	50	野々美谷町	36-0891
	私	●上長飯保育園	90	上長飯町	22-4843	私		下水流保育園	50	下水流町	36-0535	
	私	一万城保育園	150	一万城町	23-2802	私		こぼと保育園	30	丸谷町	36-1091	
	私	たんぼぼ保育園	90	一万城町	23-3313	庄内・西岳		私	ルンビニ保育園	60	庄内町	37-0569
公	郡元保育所	50	郡元町	22-1578	私		乙房保育園	80	乙房町	37-1212		
私	いなり保育園	110	郡元四丁目	22-5974	私		菓子野保育園	60	菓子野町	37-1766		
私	早水保育園	90	早水町	24-1826	私		わかば保育園	30	高野町	33-1810		
私	並木保育園	70	上川東四丁目	24-1580	中郷		公	中郷保育所	40	安久町	39-0529	
私	川東保育園	60	下川東二丁目	22-2210			私	梅北保育園	60	梅北町	39-2869	
※あやめ原保育所は平成26年4月1日より民営化する予定です						私	安久保育園	45	安久町	39-0218		

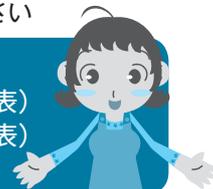
◆総合支所管内の保育所

地区	公私	保育所名	定員	所在地	電話番号	地区	公私	保育所名	定員	所在地	電話番号	
山之口町	公	山之口中央保育所	60	花木	57-2068	山田町	公	山田中央保育所	90	山田	64-3021	
	公	山之口ふもと保育所	40	山之口	57-2023		公	木之川内保育所	30	山田	64-1012	
	公	山之口乳児保育所	30	花木	57-2243		私	万ヶ塚保育園	50	山田	64-1123	
	私	安楽地保育園	90	富吉	57-2123		私	●谷頭保育園	90	中霧島	64-1051	
高城町	公	高城保育所	60	穂満坊	58-2314	高崎町	私	鳴峰保育園	60	大牟田	62-2127	
	公	有水保育所	60	有水	59-9324		私	旭保育園	30	大牟田	62-4106	
	私	石山保育園	60	石山	58-5931		私	善長寺保育園	40	江平	62-2125	
	私	つみき保育園	30	穂満坊	58-4585		私	前田保育園	30	前田	62-1996	
	私	さかえ保育園	90	穂満坊	58-2600		私	●大牟田保育園	60	大牟田	62-1989	
						私	縄瀬保育園	30	縄瀬	62-3772		

●印の法人立保育園については保育士の募集も行っています。詳しくは、直接、保育園にお問い合わせください

◎問い合わせ

保育課 ☎23-4894(直通) 山田総合支所市民生活課 ☎64-1111(代表)
 山之口総合支所市民生活課 ☎57-3111(代表) 高崎総合支所市民生活課 ☎62-1111(代表)
 高城総合支所市民生活課 ☎58-2311(代表)



ふるさととの伝統を後世へ 民俗芸能を守り伝える

私たちのふるさと都城には、さまざまな民俗芸能が受け継がれています。その中でも、農業が盛んな地域であることから、五穀豊穡を願う踊りが多いのが特徴です。都城市民俗芸能保存連合会では、民俗芸能の保存伝承と、市民の皆さんにそのすばらしさを伝えるため、今年度も都城民俗芸能祭を開催します。

◎問い合わせ
生活文化課
☎23-2132
都城市民俗振興財団
☎23-7140

地域の民俗芸能の継承

市内各地区の民俗芸能は、これまで大切に守り伝えられてきましたが、中には後継者不足が理由で途絶えてしまったものもあります。平成25年10月現在、民俗芸能を後世に受け継いでいくため、市内の73団体が、都城市民俗芸能保存連合会に加入して、各地区で開催される祭りで奉納したり、小学校の運動会で児童が披露するための指導を行ったりしています。

第7回都城民俗芸能祭

- 日時 12月1日(日) 13時開演
- 場所 総合文化ホール
- 観覧料 無料
- 出演 高坂棒踊り(高崎町)、藤田先踊(安久町)、山之口麓文弥節人形浄瑠璃(麓小学校)、下水流棒踊・奴踊(志和池小学校)、重信優(ゴッタン演奏)、泰平踊り(日南市)、山川まゆみ(沖縄民謡)



ふるさと文化財体験交流事業

- 日時 12月1日(日) 10時
- 場所 総合文化ホール
- 内容 山之口弥五郎さんの組み立て模様の見学や山之口麓文弥節人形浄瑠璃の人形操作体験など



地域に根ざした学校 コミュニティ・スクール

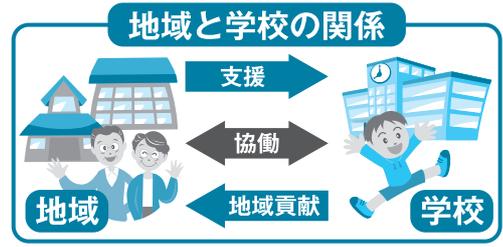
市では、本年度、市内全小中学校に学校運営協議会を設置。学校運営に地域の声を反映させ、開かれた学校(コミュニティ・スクール)づくりを進めています。

◎問い合わせ
学校教育課 ☎23-9544

地域と共にある学校づくり

市内全ての小中学校54校に同協議会を設置し、市を挙げてコミュニティ・スクールを推進する取り組みは、全国的にもあまり例がなく、注目されています。

コミュニティ・スクールが実現すると、各学校は「都市市立」であると同時に、「地域立」とも呼ばれる新しい形態の学校へ発展していきます。市では、その推進モデル校に明道小学校、西岳小学校、山田中学校を指定しています。



活発な議論を展開

今年度は、一つの学校または、複数の小中学校がまとまって年間5回の協議を予定していて、児童・生徒が育つより良い環境づくりが進められています。

一学期から夏休みにかけては、全ての学校で一回目となる協議が実施されていて、児童・生徒の現状把握と、教育や地域行事への参加などさまざまな課題が協議されました。

明道小学校の取り組み

明道小学校では、教育活動の活性化を図るために学校支援ボランティアを組織することを協議し、ボランティアを募集。保護者や地域住民、大学生などが登録しました。8月に開かれたサマースクールでは、南九州大学の学生が、学習指導を支援するなど、実際の活動にもつながっています。

今後は、教育活動や学校環境整備、学校安全の三つの支援組織の充実が図られています。

